市政モニターに関すること 総務市民局みんなの声課 担当：森部、南谷 TEL：０９３－５８２－２５２７	アンケート内容に関すること 危機管理室安全・安心推進課 担当：冨加見、原田 TEL：０９３－５８２－２８６６

令和８年１１月１３日

令和８年度　第３回市政モニターアンケート
「モラル・マナーアップについて」
結果概要

本市では、「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」をはじめとする、迷惑行為防止に関する条例を制定し、迷惑行為防止に向けた施策を推進するための計画「北九州市迷惑行為防止基本計画（第４次計画）」に沿って、様々な取組みを進めています。

そこで、今後の取り組みの参考とするため、モラル・マナーアップについてのアンケート調査を実施しました。

Ⅰ　調査概要

調査対象者　市政モニター１５０人（うち、回答者１４１人　回収率９４．０％）
調査実施日　令和８年８月２５日～令和８年９月９日
実施方法　　インターネット調査

Ⅱ　調査結果概要

（１）認知度の状況

- 「モラル・マナーアップ関連条例」の認知度は３９．０％（前回令和７年度調査４１．９％）、罰則の認知度は４１．８％（前回４１．９％）となり、引き続き減少傾向にある。
- 重点地区の認知度については、小倉都心重点地区が５４．６％（前回５７．０％）、黒崎副都心重点地区が４０．４％（前回３９．８％）となっている。

（２）現状評価の状況

- 重点地区における迷惑行為の現状評価で「改善された」と答えた割合は、小倉都心地区が３０．５％（前回３０．１％）、黒崎副都心地区が２０．５％（前回２１．５％）となっている。
- 重点地区・推進地区以外の地区においては、「改善された」という評価が１４．２％（前回３０．１％）と大幅に減少し、「以前と変わらない」が４９．７％（前回３３．３％）と大きく増加している。

（３）改善された迷惑行為

- 「路上喫煙」が６４．７％で最も多く、次いで「飼い犬のふんの放置」が４５．１％、「ごみのポイ捨て」が３５．３％となっている。

（４）**地域における活動と参加意識**

- 地域において迷惑行為防止の活動が「行われている」と答えた人の割合は１６．３％（前回１２．９％）と、前回よりやや増加している。

- 迷惑行為の防止には、４１．１％（前回３６．６％）の人が「地域住民による活動が必要」と答え、６５．２％（前回６７．７％）の人がこの活動に「積極的に参加したい」「誘われたら参加する」と答えている。

（５）**さらに改善が必要と思う迷惑行為**

- 今後取り組む必要があると思う迷惑行為は、１位が「ごみのポイ捨て」で６２．４％、２位が「迷惑走行（危険な運転又は騒音行為）」で５９．６％、３位が「あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること。」で５１．１％となっている。
- その他の迷惑行為として、歩道での電動モビリティ利用、客引き行為、路上喫煙、野良猫への餌やり、空き家管理、騒音、公園の利用マナーなどが挙げられている。